

令和5年5月8日

保護者 様

糸島市立前原西中学校
校長 徳重 裕二郎

新型コロナウイルス感染症に関する法律変更に伴う今後の感染対策等について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校における教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、5月8日付で国の新型コロナウイルス感染症への対応に関する法律が変更され、これまでの2類感染症から5類感染症に移行しました。これに伴い、学校における対応について改めてお知らせいたします。しかしながら、法律での取扱いは変更されましたが、新型コロナウイルス感染症への予防等については引き続き行っていきますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 5類移行後の主な変更点

- ・出席停止の期間は、「発症後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。(無症状の感染者は、検体を採取した日から五日を経過するまでを基準)
- ・濃厚接触者の特定は行われなくなりますので、これまで濃厚接触者として行動制限等に該当した方への、自宅待機などの協力要請は行われません。
- ・コロナへの感染不安に対する対応については、同居家族に高齢者や基礎疾患を持つ方がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると判断される場合には出席停止の措置をとることができます。

2 今後も継続して行う感染症対策など（流行時にはまた別の対応をとります）

- ・登校前に発熱や喉の痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、学校にご連絡ください。
- ・室内の換気や手指の消毒、咳エチケットなどの感染予防は引き続き行います。
- ・マスクについては4月以降同様、「マスクの着用を求めないことを基本とする」ことに変わりありませんが、着用については個人や家庭でご判断ください。ただし、気温や湿度が高いなど、熱中症が心配される場合は、マスクを外すよう指導する場合があります。またグループでの活動や声を出す場合など、感染リスクが高いと判断される場合は、換気や距離の取り方、大声を出さないなどの指導をしたり、マスクの着用を推奨したりします。
- ・給食については、黙食は行わないこととします。